

城東台学区コミュニティ協議会会則

(名称及び事業所)

第1条 この協議会は、城東台学区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
といい、事務所を岡山市城東台西三丁目6番4号の岡山市城東台コミュニティハ
ウス内に置く。

(目的)

第2条 この協議会の目的は、城東台学区において、住民のコミュニケーションを活
発に発展させ、文化・スポーツ活動の高揚、住民福祉の充実を目指す諸活動を推
進し、健全で、生き生きとした街づくりを目指すこと、並びに岡山市城東台コミ
ュニティハウスの管理運営を行う。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するためコミュニティ活動計画を定め、こ
の計画に基づいて事業を行う。

(組織)

第4条 この協議会は、城東台学区の各町内会並びに各種団体等をもって組織する。

2 協議会組織の各町内会長並びに各種団体及び町内会が認めたグループの代表
を会員とする。

3 協議会の会員はコミュニティ活動推進委員(以下「委員」という)。

(役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
会 計	1名
監 事	2名

(役員を選出)

第6条 役員は次の方法で選出する。

- 1) 顧問は連合町内会長とする。
- 2) 会長は顧問の推薦により、総会の承認を得て決定する。
- 3) 副会長及び他の役員は会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長はこの協議会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
- 3) 事務局は会長の指示を受けて、庶務を司る。
- 4) 会計は、会計事務に従事する。
- 5) 監事は、会計監査他会長及びその他役員の仕事執行状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は次のとおりとする。

- 1) この協議会の役員任期は1年とするが、再任は妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じたときは、第7条により補充することができる。この場合、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第10条 総会は定期総会及び臨時総会とし、役員及び委員で構成する。

- 2 定期総会は毎事業年度終了後に、臨時総会は必要あるとき会長が招集する。
- 3 総会に付議する案件は事業計画、予算、事業報告、決算報告、役員選出、その他重要事項とする。
- 4 総会の議長は出席した委員のうちから選出する。

(役員会)

第11条 役員会は会長が招集する。

- 2 役員会は総会から付託された事項と本会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 役員会は本協議会のコミュニティ活動が円滑かつ積極的に行われるよう活動計画の策定をする。
- 4 役員会は、第3条の事業を実施するに当たり、各種団体等と連絡調整を図り、円滑な推進を図る。
- 5 役員会においては会長が議長となる。

(会議の成立と表決)

第12条 各会議は、各会議の構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状によるものも出席者みなす。

- 1 議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、指定管理料、助成金、利用料金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第15条 協議会には、次の帳簿を常備する。

- 1) 役員名簿
- 2) 現金出納簿
- 3) 財産備品台帳
- 4) その他必要と認める書類

(内 規)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等必要な事項及びコミュニティハウスの運営に関する事項、利用料金等については内規で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この会則は、令和2年5月10日に一部改正した。